

# 自動車運転代行業の認定申請手続き

## 欠格要件【自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「運転代行業法」という)第3条】

次のいずれかに該当する者は自動車運転代行業を営むことができません。

- 1 破産者**  
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 一定の前科者**  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 次の違反者**
  - ・運転代行業法の規定に違反した者
  - ・道路運送法の所定の規定に違反した者（自家用自動車有償運送禁止違反など）
  - ・道路交通法の所定の規定に違反した者（酒酔い・無免許運転等の下命・容認禁止違反など）で、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 運転代行業法の命令違反者**  
2年以内に運転代行業法の規定による公安委員会による営業停止命令又は営業廃止命令に違反した者
- 5 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるとするに足りる相当な理由がある者**
- 6 心身故障者**  
心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断、及び意思疎通を適切に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの。
- 7 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者**  
ただし、その者が自動車運転代行業者の相続者であって、その法定代理人が1～6及び10のいずれにも該当しない場合は除く。
- 8 損害賠償措置が国土交通省令で定める基準に適合すると認められない者**  
(対人8000万円、対物200万円、車両200万円を最低補償額とする損害賠償責任保険（共済）)
- 9 安全運転管理者等を選任しない者**
- 10 法人の場合、役員が前項1～6に該当する者**

### 個人申請の場合

写しと記載のあるもの以外は原本を提出してください。

- 1 認定申請書※記載例をよく確認して記載してください。
- 2 本籍記載の住民票（外国人は国籍等が記載のもの）
- 3 心身故障者でないことを誓約する書面（様式あり）
- 4 精神機能の障害に関する医師の診断書（様式あり）
- 5 損害賠償責任保険（共済）契約の締結を証する書類
  - ・付保証明書（原本）
  - ・保険証券の写し
  - ・代行受託自動車保険の約款（特約）写し のいずれか【補償額】対人8,000万 対物200万 車両200万以上
- 6 安全運転管理者等の関係書類 **※注1**
  - ・安全運転管理者に関する届出書
  - ・住民票（個人番号カードの提示による代替可）
  - ・履歴書（様式あり）
  - ・運転免許証の写し
  - ・運転記録証明書(過去3年を証明し1ヶ月以内に発行のもの)

### その他

- 1 営業を許可された未成年者の場合、未成年者の登記事項証明書
- 2 相続する未成年者の場合、自動車運転代行業者の相続人であることを法定代理人が誓約する書面、法定代理人に係る「個人申請の場合」の2～4の書類（法定代理人が法人の場合は、「法人申請の場合」の2～5の書類）

### 法人申請の場合

写しと記載のあるもの以外は原本を提出してください。

- 1 認定申請書※記載例をよく確認して記載してください。
- 2 法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）
- 3 定款又はこれに代わる書類
- 4 役員の名簿及び住所を記載した名簿
- 5 **役員全員**
  - ・本籍記載の住民票（外国人は国籍等が記載のもの）
  - ・心身故障者でないことを誓約する書面（様式あり）
  - ・精神機能の障害に関する医師の診断書（様式あり）
- 6 損害賠償責任保険（共済）契約の締結を証する書類
  - ・付保証明書（原本）
  - ・保険証券の写し
  - ・代行受託自動車保険の約款（特約）写し のいずれか【補償額】対人8,000万 対物200万 車両200万以上
- 7 安全運転管理者等の関係書類 **※注1**
  - ・安全運転管理者に関する届出書
  - ・住民票（個人番号カードの提示による代替可）
  - ・履歴書（様式あり）
  - ・運転免許証の写し
  - ・運転記録証明書(過去3年を証明し1ヶ月以内に発行のもの)

### ※注1

- 自動車運転代行業は、各営業所ごとに安全運転管理者を選任
- 営業所の随伴用自動車10台ごとに副安全運転管理者を選任

申請手数料 12,000円  
(キャッシュレス決済又は現金)

※ 標準処理期間45日（申請から認定通知書の交付まで）  
※ 認定を拒否された場合でも、返金できません。

### 【留意事項】

- ・書類の提出先は、主たる営業所を管轄する警察署の交通課の窓口となります。
- ・書類の押印や訂正印は不要ですが、訂正箇所は二重線を引いて訂正したうえで提出してください。